

公告一般一第 36 号
令和 8 年 1 月 15 日

被保険者各位

日本郵船健康保険組合
理事長 鈴木 康修
(公印省略)

任意継続被保険者に適用する標準報酬決定の件

健康保険法第 47 条の規定に基づき、当健康保険組合加入の任意継続被保険者に適用する令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの標準報酬を、下記の通り決定したので、公告致します。

記

・ 標準報酬 1,150,000 円 (第 46 等級)

(令和 7 年 9 月 30 日現在の全被保険者の平均報酬月額 : 1,151,728 円)

(注) 退職時の標準報酬が 1,151,728 円より低い場合は、退職時の標準報酬が適用されます。

以上